

都と事業者（東京都高齢者見守りサポーター）との連携による高齢者等を支える地域づくり協定書（東京都高齢者見守りサポーター協定）

東京都（以下「甲」という。）と《事業者・団体名》（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、高齢者及び認知症のある人並びにその家族等（以下「高齢者等」という。）が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指して、甲及び乙が連携して見守り等を行うことにより、高齢者等を支える地域づくりを推進する。

（責務）

第2条 甲及び乙は、本協定の取組の実施に当たって、相互理解による高い信頼関係と協力関係を構築するとともに、活動を継続的に実施することができるよう、その体制の確立に努めるものとする。

（取組内容）

第3条 本協定における、甲及び乙の役割は、次のとおりとする。

1 甲の役割

甲は、東京都内の区市町村（以下「区市町村」という。）に対して本協定の趣旨を周知し、協力を求めるとともに、次の各号に規定する取組を行い、乙の取組が円滑に実施できるよう支援する。

（1）区市町村との連携体制の構築の支援

乙及び乙に属する都内の各地域組織・地域団体等と区市町村との間での連携体制の構築を支援する。

（2）研修の開催及び見守り情報を共有するアプリ（以下「見守りアプリ」という。）の提供

乙及び乙の《組合員／会員／従業員／等》を対象とした高齢者等の見守りの知識に関する研修の開催や、見守りアプリの提供により、乙の取組を支援する。

（3）その他情報提供等

認知症のある人やその家族を支える地域づくり、高齢者等の消費者被害の防止、その他地域活動支援等について、情報提供等を行う。

2 乙の役割

乙は、乙の《組合員／会員／従業員／等》に対して本協定の趣旨の周知を図るとともに、次の各号に規定する高齢者等への見守り等の取組が円滑に行われるよう奨励する。

乙を「東京都高齢者見守りサポーター」と呼ぶ。

（1）区市町村との連携体制の構築

次号から第5号までに規定する取組等について、乙に属する都内の各地域組織・地域団体等と区市町村との間での連携体制の構築に努める。

（2）高齢者等に対する「緩やかな見守り」の実施

日常業務において、高齢者等の何らかの異変を発見した場合に、別途甲が提供する所管の区市町村の連絡先（以下「区市町村連絡先」という。）に状況を報告するよう努める。

甲が開催する高齢者等の見守りに関する研修の受講等により、知識の習得に努めるとともに、区市町村からの要請に応じて、都が提供する見守りアプリも利用し、情報提供を行う。

ただし、生命の保護の観点から緊急の対応を要すると判断した場合は、所管の警察署や消防署に直接通報するものとする。

(3) 認知症のある人やその家族を支える地域づくりへの協力

「認知症サポーター養成講座」の受講等により、認知症に関する正しい知識の習得に努めるとともに、認知症のある人やその家族が困っている場合に可能な範囲で支援する。

(4) 高齢者等の消費者被害の防止

日常業務において、高齢者等の消費者被害の兆候を察知したときは、消費生活センター等関係機関に状況を報告するなど、消費者被害の防止に努める。

(5) その他地域活動支援等

介護予防・フレイル予防、高齢者虐待防止及び認知症の行動・心理症状等による行方不明者の早期発見等、甲及び区市町村の高齢者施策や地域活動支援に対し、可能な範囲で協力すること。

(費用負担)

第4条 前条各項に規定する取組に係る経費は、原則、当該取組を担う甲又は乙の負担とする。

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく取組を通じて知り得た情報については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の事前の承諾を得ず第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。

ただし、乙が、第3条第2項第2号又は第4号の規定に基づき区市町村連絡先、所管の警察署や消防署、消費生活センター等関係機関（以下「区市町村連絡先等」という。）に報告等を行う場合及び、甲が第3条第1項第1号の規定に基づき区市町村連絡先等に提供する場合は、この限りではない。

(免責事項)

第6条 乙は、第3条第2項各号に定める取組を実施したこと又は実施することができなかったことにより生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも終了の意思表示がないときは、本協定を当該有効期間満了の日から起算して1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(区市町村の協定等との関係)

第8条 乙は、第3条第2項各号に定める取組のうち、既に都内の区市町村との協定その他の方法（以下「協定等」という。）により、実施しているもの又は今後実施を予定しているものは、当該区市町村の所管する地域については、本協定の規定にかかわらず、当該区市町村との協定等に基づき取り

組むものとする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

本協定の発効をもって、現行の「都と事業者との連携による高齢者等を支える地域づくり協定書」は失効とする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

《事業者・団体住所》

乙 《事業者・団体名》

代表者 《代表者 役職・氏名》